

# **國際特許制度 2006**

## **PCT 年次報告**

## 目次

<b>1. はじめに</b> .....	3
<b>2. PCT 国際出願の出願動向</b>	
2.1 PCT 出願動向 .....	4
2.2 出願上位 15 ヶ国 .....	4
2.3 PCT 出願人上位 20 .....	5
2.4 PCT と発展途上国 .....	6
2.5 出願の言語 .....	7
2.6 技術分野 .....	8
<b>3. 国際特許制度の実績</b>	
3.1 受理官庁 .....	9
3.2 国際事務局 .....	10
3.3 受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) .....	13
3.4 国際調査 .....	14
3.5 国際予備審査 .....	15
3.6 国内段階移行 .....	17
<b>4. PCT の電子化</b>	
4.1 国際事務局における PCT 国際出願の電子処理 .....	18
4.2 国際事務局と官庁の電子データ交換 .....	18
4.3 電子出願 .....	18
4.4 優先権書類の電子アクセス .....	20
<b>5. PCT 及び特許情報の普及</b>	
5.1 パテントスコープ・ポータルサイト .....	21
5.2 PCT 出願の完全電子公開 .....	22
5.3 PCT 出願人のためのインターネット上の新機能 .....	22
5.4 総合的な特許統計 .....	22
5.5 IPC 第 8 版 .....	22
<b>6. PCT 法的枠組みの変更</b>	
6.1 2006 年改正 .....	23
6.2 2007 年改正 .....	23
6.3 PCT 研修 .....	24
<b>7. PCT 締約国</b> .....	25
<b>8. インターネット上の更なる情報</b> .....	27

## 1 はじめに

2006 年、国際特許制度には顕著な進展があった。

**国際特許出願** – 2006 年における国際特許出願の出願件数は 147,500 件となり、2005 年に比べて 7.9%増加した。顕著な増加は北東アジア、つまり中国、日本、大韓民国で生じており、今や出願の 25%を占めている。2006 年公開された出願の 23%は、通信、医薬及び化粧品、情報技術分野である。半導体技術分野に関する公開された国際出願は 28%増加しており、最も成長著しい分野となっている。

**電子環境への移行** – 2 年連続して、電子媒体による PCT 国際出願件数が紙形式の出願を上回った。2006 年から国際事務局と他の官庁とは多くの文書を電子形式で交換している。新たに受理する出願のために、国際出願の公開公報の受理から始め、国際事務局内全体の処理を完全な電子環境とする移行を進めている。

**パテントスコープによる PCT データの普及** – 2005 年よりパテントスコープのウェブサイトから 120 万件以上にのぼる全ての公開された国際出願が無料で利用可能となっている。2006 年には、新たな機能が追加された（新たな検索結果に対する RSS 通知、検索結果のグラフ表示、文書の種類の追加）。また、全ての公開公報は 2006 年 1 月に発効した改訂国際特許分類（IPC8）に従って再分類された。PCT データベースで閲覧可能な頁数は 2006 年 12 月時点で約 1200 万頁と三倍になった。

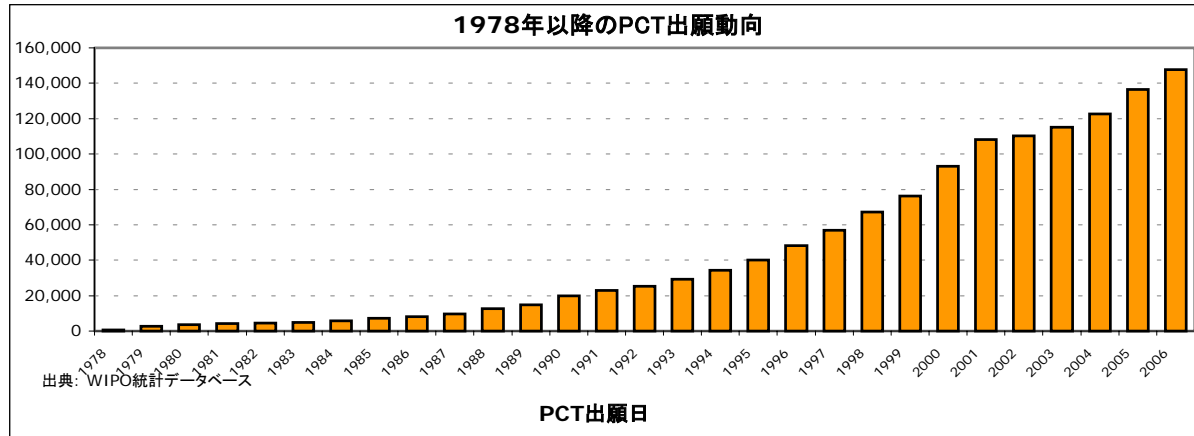
**統計の充実** – 国際事務局は工業所有権の保護に関するパリ条約が署名された 1883 年以降の特許出願及び登録の統計、及び、出願人の住所毎の（PCT 国内移行を含む）特許出願件数を電子形式で提供している。また、2006 年に、国際事務局は世界的な特許活動の統計を提供する WIPO 特許レポート 2006 を発行した。

特許協力条約（PCT）は、発明者及び産業界に対して国際的な特許保護を取得するための有利なルートを提供する。PCT に基づく一つの「国際」特許出願を行うことにより、数多くの国々のそれぞれにおいて同時に発明の保護を求めることができる。出願人及び 134 の加盟国の特許庁は、PCT 制度に基づいて、統一された方式要件、国際調査及び予備審査報告、及び一元化された国際公開による恩恵を受ける。国内特許の付与手続及び関連手数料の支払いは、多くの場合、従来の特許制度に比べて 18 ヶ月（官庁によっては更に長期間）延期される。それまでの間に出願人は、特許保護を取得できる可能性について重要かつ価値のある情報を入手できるであろう。

## 2 PCT 国際出願の出願動向

### 2.1 PCT 出願動向

2006 年における国際特許出願の出願件数は 147,500 件以上に及び、前年に比べて 7.9%増加した。1978 年以降の国際出願件数の伸びを以下のグラフに示す。



### 2.2 出願上位 15 ヶ国<sup>1</sup>

出願上位 15 ヶ国を下表に示す。2006 年は大韓民国（1 つ順位を上げて 5 番目）及び中国（2 つ順位を上げて 8 番目）の順位の変化が顕著であった。欧州特許庁加盟国の PCT 国際出願の合計は 50,016 件となり、昨年より 5.6%伸びた。

出願国	2002	2003	2004	2005	2006	前年からの増加率
米国	41,296	41,029	43,350	46,772	50,089	7.1%
日本	14,063	17,414	20,264	24,864	26,906	8.2%
ドイツ	14,326	14,662	15,216	16,009	16,866	5.4%
フランス	5,089	5,171	5,185	5,745	6,109	6.3%
大韓民国	2,520	2,949	3,558	4,687	5,935	26.6%
英国	5,376	5,206	5,026	5,077	5,064	-0.3%
オランダ	3,977	4,479	4,284	4,514	4,452	-1.4%
中国	1,018	1,295	1,706	2,499	3,910	56.5%
スイス	2,755	2,861	2,899	3,285	3,488	6.2%
スウェーデン	2,990	2,612	2,851	2,877	3,312	15.1%
イタリア	1,982	2,163	2,189	2,346	2,721	16.0%
カナダ	2,260	2,270	2,104	2,315	2,470	6.7%
オーストラリア	1,759	1,680	1,837	1,994	1,989	-0.3%
フィンランド	1,762	1,557	1,672	1,891	1,863	-1.5%
イスラエル	1,174	1,129	1,227	1,456	1,584	8.8%
その他	8,045	8,722	9,259	10,308	10,742	4.2%
合計	110,392	115,199	122,627	136,639	147,500	7.9%

出典：WIPO 統計データベース

<sup>1</sup> PCT 願書において最初に記載された出願人の住所に基づく。

## 2.3 PCT 出願人上位 20

PCT 出願人の上位 20 位<sup>2</sup>までを以下の表に掲載する。2006 年には、231,000 の出願人<sup>3</sup>（又は発明者）が PCT 制度を利用した。PCT 出願人の上位 5 位の順番は 2005 年と変化はない。

2006 年順位	順位の変化	出願人	国名	2006 年公開 件数	2005 年と の比較
1	0	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	NL	2,495	3
2	0	MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD. (松下電器産業(株))	JP	2,344	324
3	0	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	DE	1,480	81
4	0	NOKIA CORPORATION	FI	1,036	137
5	0	ROBERT BOSCH GMBH	DE	962	118
6	+2	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	US	727	122
7	0	BASF AKTIENGESELLSCHAFT	DE	714	58
8	+11	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (トヨタ自動車(株))	JP	704	305
9	-3	INTEL CORPORATION	US	690	-6
10	-1	MOTOROLA, INC.	US	637	57
11	+6	MITSUBISHI DENKI KABUSHIKI KAISHA (三菱電機(株))	JP	616	178
12	+9	QUALCOMM INCORPORATED	US	608	229
13	+24	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	CN	575	326
14	-1	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (publ)	SE	572	61
15	+9	FUJITSU LIMITED (富士通(株))	JP	571	213
16	+12	LG ELECTRONICS INC.	KR	567	238
17	+1	E.I. DUPONT DE NEMOURS AND COMPANY	US	523	100
18	+5	HEWLETTE-PACKARD DEVELOPMENT COMPANY, L.P.	US	509	150
19	-7	HONEYWELL INTERNATIONAL INC.	US	508	-11
20	-6	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	KR	505	22

出典:WIPO 統計データベース

<sup>2</sup> 2006 年に公開された PCT 国際出願件数に基づく。

<sup>3</sup> 一般的に一つの出願には複数の出願人が存在する。したがって、出願人の数は PCT 国際出願件数を上回っている。

## 2.4 PCT と発展途上国

発展途上国の出願人によって出願された PCT 国際出願の件数を以下の表に掲載する。2006 年に発展途上国から受理した PCT 国際出願は、2005 年に比して 32%増加し、全体の 8.3%を占めた。

発展途上国	2002	2003	2004	2005	2006
大韓民国	2,520	2,949	3,558	4,687	5,935
中国	1,018	1,295	1,706	2,499	3,910
インド	525	764	724	679	780
シンガポール	330	282	431	442	453
南アフリカ	384	357	411	359	420
ブラジル	201	219	278	280	328
メキシコ	132	131	118	141	176
マレーシア	18	31	45	38	59
キプロス	23	28	43	30	49
エジプト	1	22	53	51	44
コロンビア	36	24	22	23	29
キューバ	11	20	18	11	21
フィリピン	20	21	11	26	20
アルゼンチン*	9	15	11	20	19
カザフスタン	16	7	7	7	17
ベトナム	2	7	2	0	9
モロッコ	10	7	7	9	9
インドネシア	16	2	6	8	8
モンゴル	0	0	0	0	6
北朝鮮	0	3	3	3	4
アルジェリア	3	5	6	4	4
ウズベキスタン	2	0	0	2	1
アンティグア・バーブーダ	0	1	1	2	0
ジンバブエ	2	2	3	1	0

出典: WIPO 統計データベース

\*当該国は PCT 締約国ではないが、当該国（又は他の非 PCT 締約国）の国民及び／又は居住者は、PCT 締約国の国民及び／又は居住者と共同で PCT 出願をすることができる。

## 2.5 出願の言語

出願の言語別の PCT 国際出願件数を以下の表に掲載する。PCT 国際出願は関係する受理官庁が受理する言語によって出願することができるが、後に 8 つの公開言語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語）の一つに翻訳する必要がある。

出願の言語	2006	割合
英語	89,206	60.5%
日本語	24,542	16.6%
ドイツ語	16,840	11.4%
フランス語	5,174	3.5%
韓国語	3,584	2.4%
中国語	3,510	2.4%
スペイン語	1,167	0.8%
イタリア語	1,023	0.7%
ロシア語	642	0.4%
オランダ語	506	0.3%
スウェーデン語	444	0.3%
フィンランド語	418	0.3%
ノルウェー語	173	0.1%
デンマーク語	140	0.1%
ハンガリー語	41	<0.1%
スロヴェニア語	22	<0.1%
トルコ語	17	<0.1%
チェコ語	16	<0.1%
ポルトガル語	11	<0.1%
クロアチア語	11	<0.1%
スロヴァキア語	8	<0.1%
その他	8	<0.1%
合計	147,500	100%

出典：WIPO 統計データベース

## 2.6 技術分野

以下の表は、2006年に公開された国際出願に付与された技術分野を示し、それぞれの合計を2005年の合計と比較するものである。この表において、各国際出願は国際特許分類（IPC）に基づいた30の分類<sup>4</sup>にしたがって分類される。国際出願は1つ以上の技術分野に属するものとして計数されるので、技術分野毎の出願件数の合計は公開された出願件数を上回る。

技術分野	2002	2003	2004	2005	2006	2005年からの増加率
<b>I 電気－電子</b>						
1 電気装置、電気工学、電力	6,973	7,365	7,569	8,774	9,847	12%
2 視聴覚技術	5,391	6,057	6,075	6,718	7,322	9%
3 電気通信	11,167	10,821	10,441	11,674	13,478	15%
4 情報技術	11,096	9,916	9,535	11,026	13,428	22%
5 半導体	3,612	4,051	4,109	4,727	6,034	28%
<b>II 計器</b>						
6 光学	2,408	2,616	2,562	3,216	3,725	16%
7 分析、測定、制御技術	10,767	11,449	10,869	11,881	12,780	8%
8 医療技術	7,360	8,601	8,878	9,568	11,009	15%
9 原子力光学	448	517	496	499	561	12%
<b>III 化学－医薬</b>						
10 精密有機化学	4,537	5,225	5,653	6,116	6,236	2%
11 高分子化学、ポリマー	3,894	3,984	4,002	4,534	5,390	19%
12 医薬、化粧品	9,654	9,976	9,437	11,101	13,470	21%
13 生命工学	9,001	8,601	7,611	7,320	7,026	-4%
14 農業、食品	1,522	1,660	1,839	1,950	2,290	17%
15 石油化学工業、材料化学	3,646	3,879	3,703	4,264	4,739	11%
16 表面技術、塗装	2,912	3,293	3,327	3,649	4,297	18%
17 材料、冶金	2,909	3,037	3,032	3,256	3,764	16%
<b>IV プロセス工学</b>						
18 化学工学	4,767	5,365	4,908	4,917	5,567	13%
19 材料加工、繊維、紙	4,159	4,780	4,284	4,764	5,406	13%
20 処理、印刷	3,947	4,540	4,556	5,406	6,120	13%
21 農業若しくは食品加工、機械及び装置	1,133	1,274	1,334	1,525	1,479	-3%
22 環境技術	1,230	1,314	1,250	1,383	1,541	11%
<b>V 機械－力学－運搬</b>						
23 工作機械	2,369	2,485	2,324	2,774	2,963	7%
24 エンジン、ポンプ、タービン	2,583	2,820	2,975	3,205	3,666	14%
25 熱処理及び装置	1,390	1,580	1,542	1,825	2,031	11%
26 機械機器	3,229	3,567	3,720	4,113	4,657	13%
27 運搬	3,944	4,597	4,881	5,545	6,012	8%
28 宇宙工学及び武器	448	494	436	536	498	-7%
<b>VI 消費材－土木工学</b>						
29 消費材及び道具	4,952	5,757	6,040	7,244	8,182	13%
30 土木工学、建築、採鉱	3,132	3,461	3,848	3,914	4,362	11%

出典：WIPO統計データベース

<sup>4</sup> OST, INPI, Fhg-ISI 作成



### 3 国際特許制度の実績

#### 3.1 受理官庁

PCT に基づく国際出願は、まず受理官庁（国内又は広域官庁、もしくは WIPO 国際事務局）に対して行われる。PCT 制度では 107 の官庁が受理官庁として行動している。以下の表に上位 10 の受理官庁を掲載する。

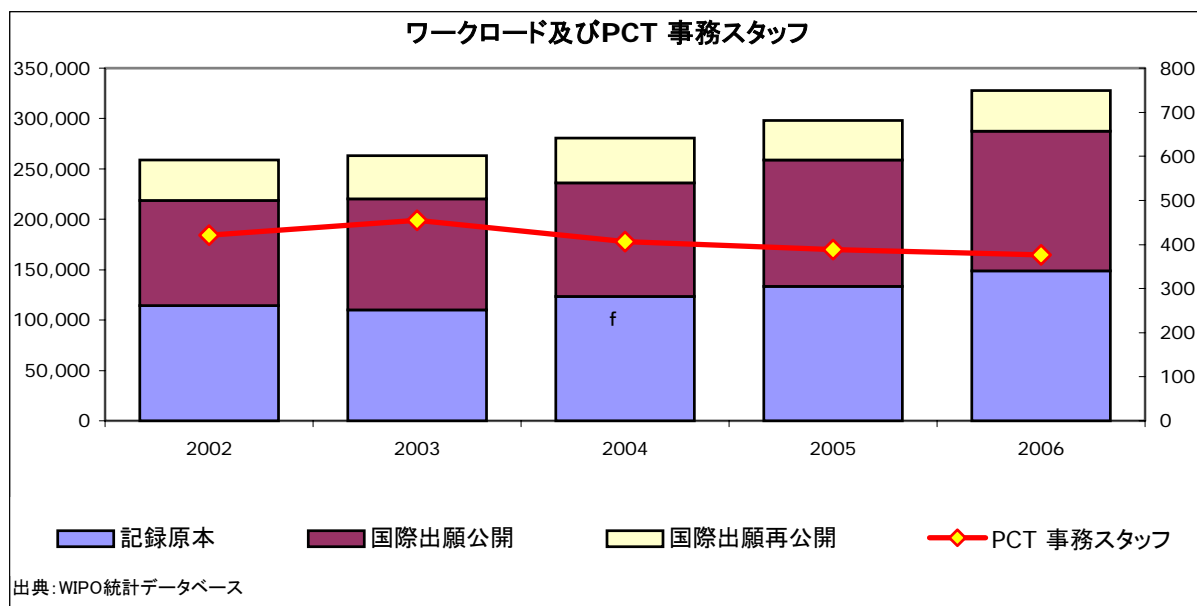
PCT 国際出願の受理官庁	2006	2006 (%)
米国	49,439	33.5
日本	26,420	17.9
欧州特許庁	23,546	16.0
国際事務局	8,310	5.6
大韓民国	5,919	4.0
英国	5,237	3.6
フランス	3,854	2.6
中国	3,826	2.6
ドイツ	2,337	1.6
カナダ	2,156	1.5
その他	16,456	11.2
合計	147,500	

出典：WIPO 統計データベース

## 3.2 国際事務局

### 3.2.1 ワークロード及びPCT 事務スタッフ

2002 年から 2006 年の間に、国際事務局のワークロードは 26.6%以上増加した；一方、同期間に国際出願の処理を行うスタッフ<sup>5</sup>の数は 11%減少した。



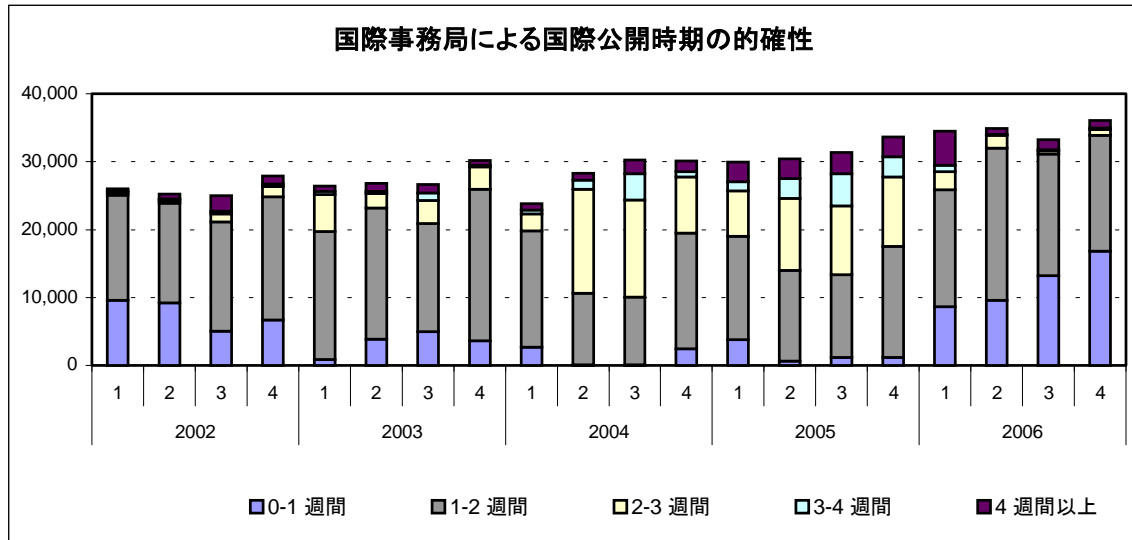
	2002	2003	2004	2005	2006	増加率 2002-2006
記録原本	114,363	110,282	123,415	133,545	148,772	30%
国際出願公開	104,166	109,980	112,526	125,292	138,740	33%
国際出願再公開	40,382	42,704	44,809	39,271	40,349	0%
PCT 事務スタッフ	421	455	407	388	376	-11%

出典: WIPO 統計データベース

<sup>5</sup> PCT 国際出願の処理、翻訳、公開に直接関与するスタッフの数。

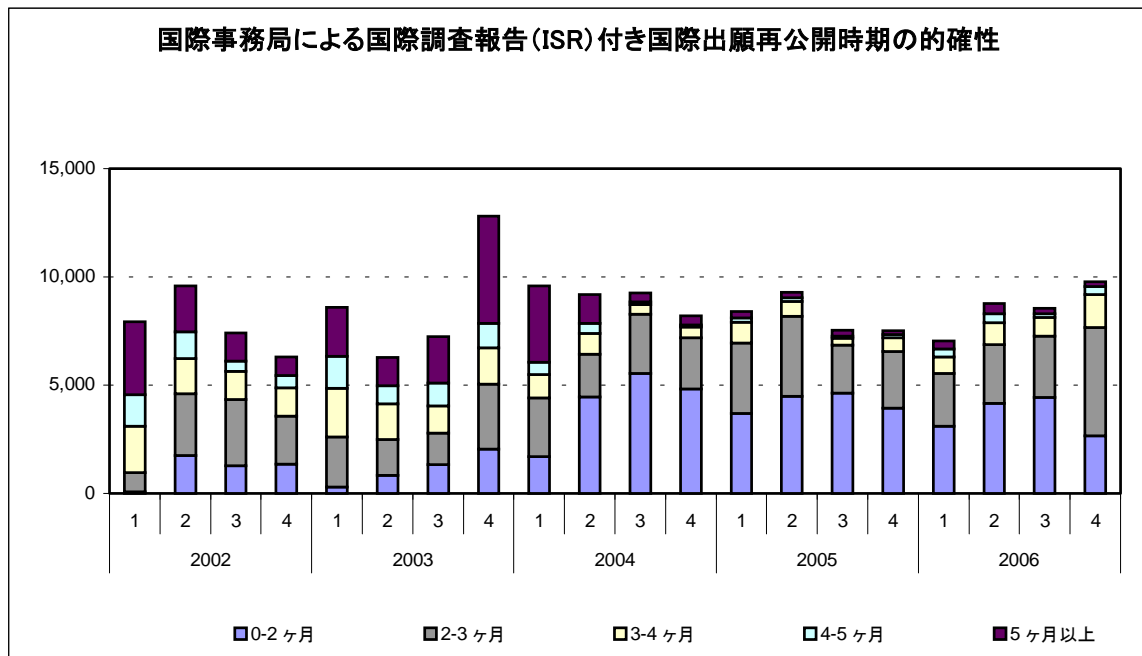
### 3.2.2 公開時期の的確性

以下のグラフは、国際事務局による公開時期の的確性を示す。2006 年には、国際出願の 89% が優先日から 18 ヶ月経過後 2 週間以内に、93% が 3 週間の間に、94% が 4 週間の間に公開された。



出典：WIPO 統計データベース

以下のグラフは、国際事務局による遅れて受領した国際調査報告の公開時期の的確性を示す。2006 年には、42% が受領から 2 ヶ月以内に、80% が 3 ヶ月の間に、92% が 4 ヶ月の間に公開された。



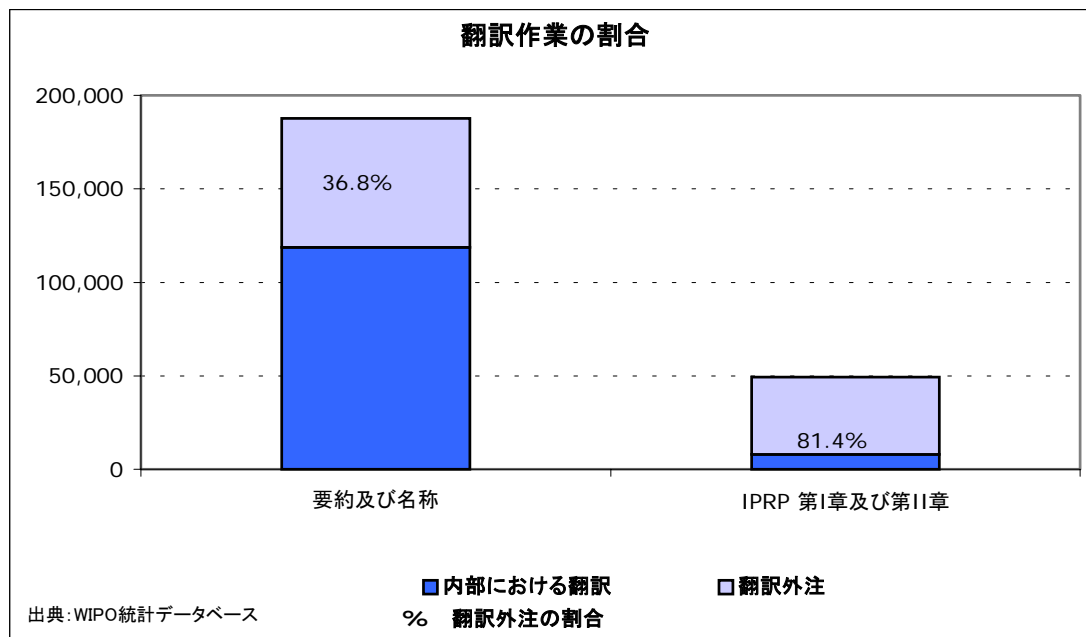
出典：WIPO 統計データベース

### 3.2.3 翻訳及び専門用語

国際事務局の役割として、国際事務局は PCT 出願の要約及び名称を英語及び仏語に翻訳し公開している。また、特許性に関する国際予備報告（IPRP）を英語に翻訳している。2006 年、国際事務局は約 187,920 の要約及び 50,836 の IPRP の翻訳を行った。国際事務局はこのかなりのワークロードに対応するために外注に大きく依存している。外注と共に、国際事務局は適正なレベルの内部における翻訳を維持しており、今後も維持し続ける。更に、国際事務局は外部における翻訳の質の管理を実施し続ける。

国際事務局の翻訳作業の目的は、出願された言語以外の言語で PCT 出願に含まれる技術情報にアクセス可能とすることで、特許システムの開示機能を強化することである。

以下のグラフは、2006 年における国際事務局による直接の翻訳と外注による翻訳の割合を示す。

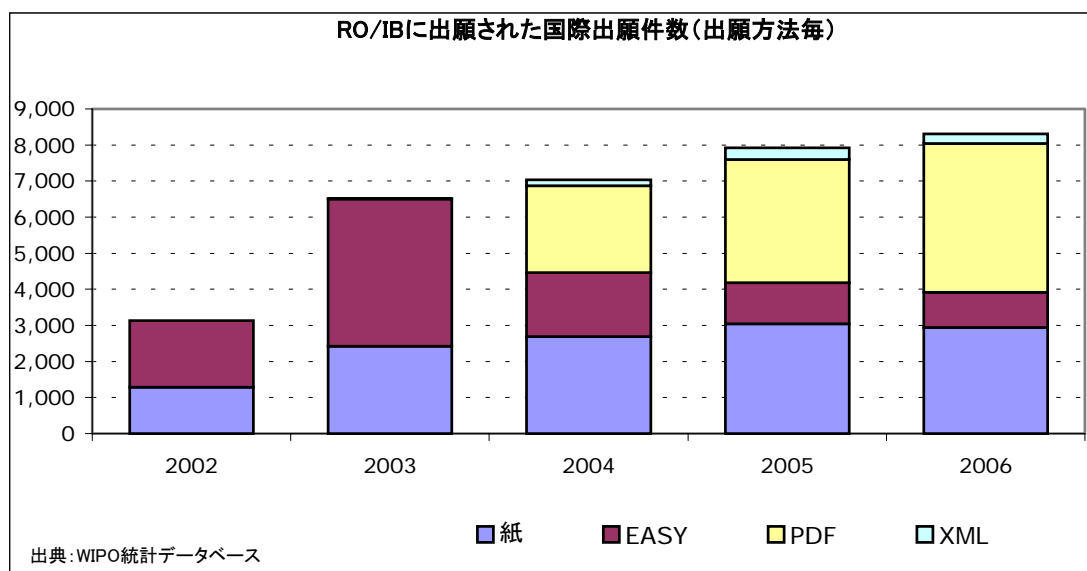


この政策目的を満すためには、北東アジア諸国からの出願の急速の増加に特に留意して、PCT システムの技術の進歩及び世界的な普及の拡大を図る必要がある。この課題の実現に向け、国際事務局はパテントスコープに多言語による検索機能を付加するために翻訳作業を見直す。機能強化の初期段階として、多言語検索エンジンの基礎となる全ての PCT 公開言語の専門用語データベースを構築するために、国際事務局は専門用語に対して一層重点を置いた活動を行う。

### 3.3 受理官庁としての国際事務局 (RO/IB)

#### 3.3.1 RO/IB に対する出願方法の内訳

以下のグラフは、国際事務局を受理官庁とした国際出願の出願方法別の件数を示す。出願方法には、紙出願、PCT-EASY 機能を利用して願書部分を電子的に格納したディスクと共に提出された紙出願、及び完全電子出願 (PDF 又は XML 形式) の三種類が存在する。2006 年に出願された 8,310 件の国際出願のうち 53% が電子出願された。



出願方法	2002	2003	2004	2005	2006
XML			161	336	278
PDF		16	2,414	3,406	4,120
EASY	1,850	4,072	1,771	1,137	976
紙	1,280	2,425	2,694	3,046	2,936
合計	3,130	6,513	7,040	7,925	8,310

出典: WIPO 統計データベース

#### 3.3.2 受理官庁としての国際事務局に対する国際出願の送付

出願人の居住国、出願された言語等の理由によって、受理できない受理官庁に対して出願された国際出願は RO/IB によって受理されたとみなされ、RO/IB に送付される<sup>6</sup>。2006 年に RO/IB はそのような国際出願の送付を 875 件受理した。この件数は RO/IB が受理した国際出願の 11% に該当する<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> PCT 規則 19.4 の送達

<sup>7</sup> 国際出願日ではなく、RO/IB が実際に受理した日に基づく。

### 3.4 国際調査

#### 3.4.1 各国際調査機関（ISA）への出願件数

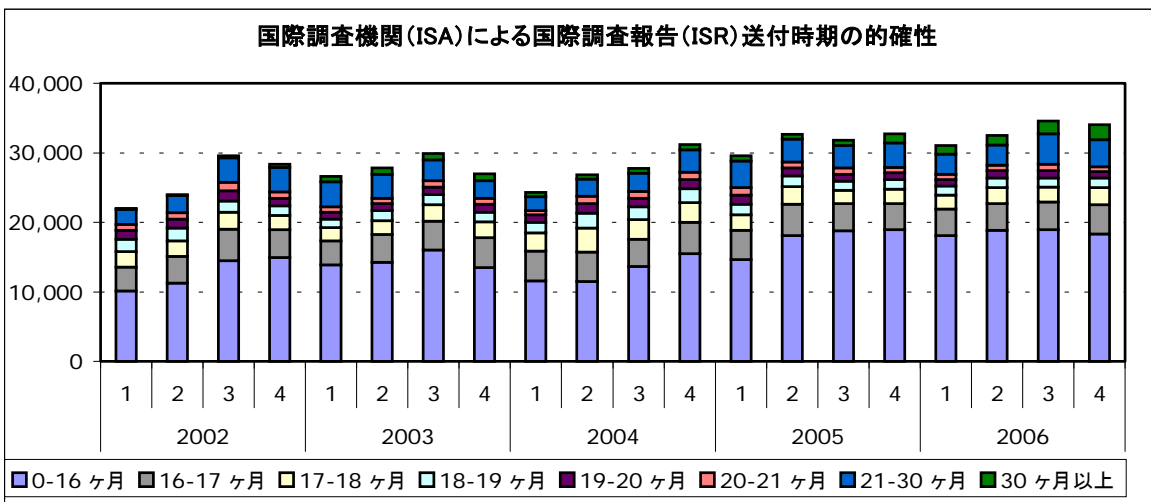
国際調査機関毎の国際出願において選択された件数を以下の表に示す。

調査機関	2002	2003	2004	2005	2006	2006 割合
欧州特許庁	60,426	60,855	63,230	67,082	70,666	47.9%
米国	25,525	26,476	26,885	28,551	29,126	19.7%
日本	13,161	16,142	18,695	23,020	25,386	17.2%
大韓民国	2,247	2,595	3,211	4,230	6,645	4.5%
スウェーデン	3,999	3,518	3,400	3,383	3,195	2.2%
オーストラリア	2,208	2,249	2,503	2,735	2,768	1.9%
中国	977	1,225	1,650	2,481	3,920	2.7%
カナダ	0	0	840	2,101	2,277	1.5%
スペイン	686	746	772	986	1,067	0.7%
オーストリア	532	748	824	914	1,095	0.7%
ロシア連邦	625	641	615	720	695	0.5%
フィンランド	0	0	0	426	648	0.4%
不明	6	4	2	10	10	0.0%
合計	110,392	115,199	122,627	136,639	147,500	100%

出典:WIPO 統計データベース

#### 3.4.2 時期の的確性

以下の表は、国際調査機関によって国際調査報告（ISR）が作成された時期の的確性を示す。2006年に国際調査報告の56%が優先日から16ヶ月前に国際事務局に受理され、16%が優先日から20ヶ月後に国際事務局に受理された。

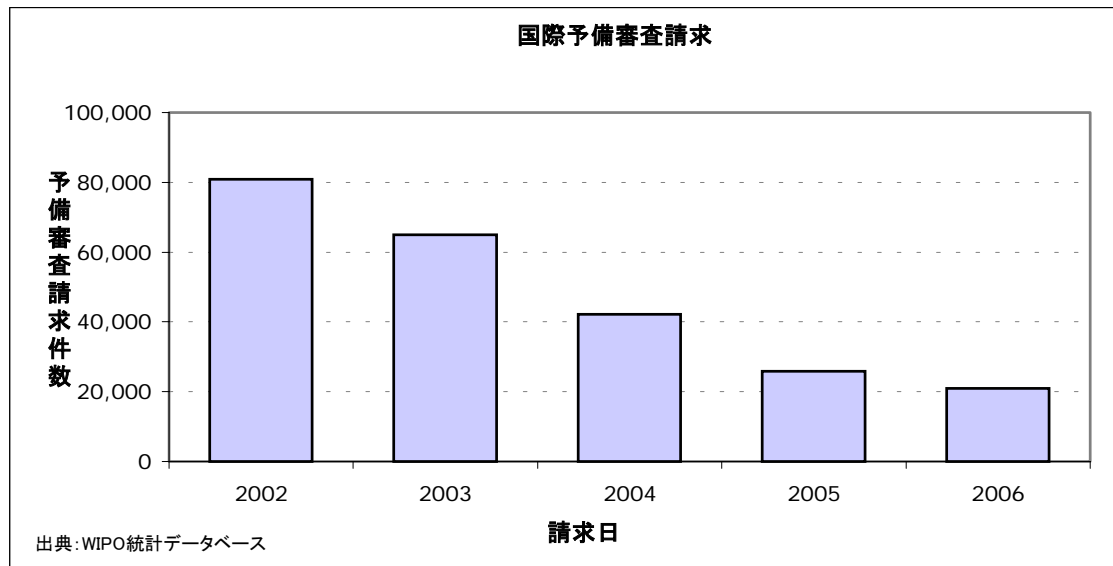


WIPO 統計データベース

### 3.5 国際予備審査

#### 3.5.1 各国際予備審査機関（IPEA）への請求件数

2002年からの国際予備審査請求の件数を次のグラフに示す。この減少は、2002年4月に施行された国内移行期限の変更及び2004年に全てのPCT国際出願に対して国際調査報告と共に国際調査機関の見解書が作成されることが導入された理由による。



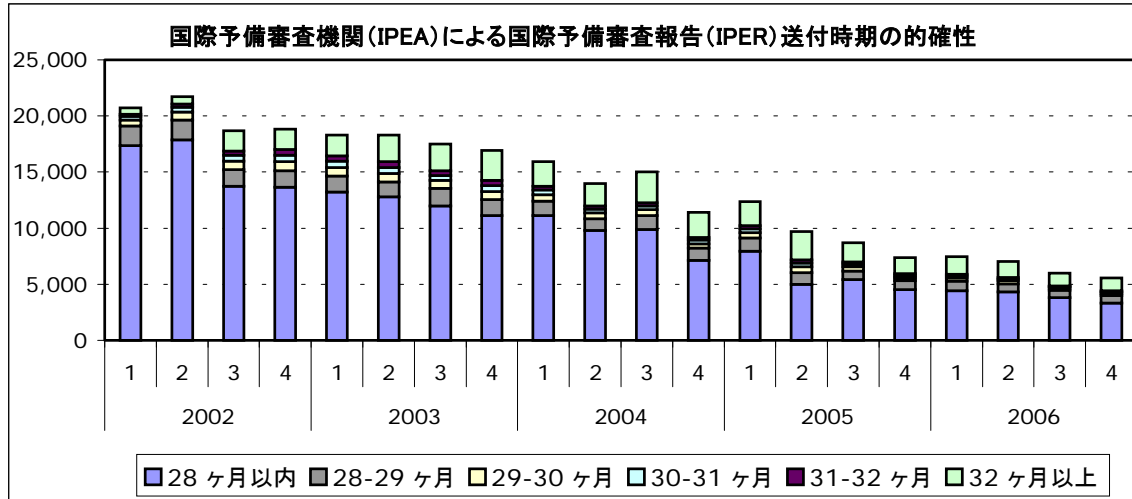
この表は、各審査機関の国際予備審査請求件数を示す。

審査機関	2002	2003	2004	2005	2006	2006 割合
欧州特許庁	41,054	31,472	21,681	13,899	11,391	54.2%
米国	24,685	20,165	11,553	5,512	3,543	16.9%
日本	7,076	6,816	4,209	2,527	2,584	12.3%
オーストラリア	1,855	1,693	1,250	1,038	971	4.6%
スウェーデン	3,462	2,618	1,618	986	685	3.3%
大韓民国	1,367	1,079	934	651	600	2.9%
カナダ			1	322	419	2.0%
中国	675	669	501	438	347	1.7%
フィンランド				4	127	0.6%
オーストリア	258	239	148	160	112	0.5%
スペイン		8	129	128	111	0.5%
ロシア連邦	379	212	162	138	109	0.5%
合計	80,811	64,971	42,186	25,803	21,000	100%

出典: WIPO 統計データベース

### 3.5.2 時期の的確性

次のグラフは国際予備審査機関による国際予備審査報告（IPER）及び特許性に関する国際予備報告（IPRP 第Ⅱ章）の発行時期の的確性を示している。2006年に61%の国際予備審査報告及び特許性に関する国際予備報告第Ⅱ章が優先日から28ヶ月前に国際事務局によって受理されており、20%が優先日から32ヶ月後に受理されている。



出典：WIPO 統計データベース



### 3.6 国内段階移行

次の表は 20 官庁の PCT 国内段階移行数を示す。この情報は国内特許庁から WIPO に提供されたデータ及び統計に基づいている。更に、国内移行情報の収集及び提供に関する WIPO のプロジェクトに参加している官庁の場合には、個別の国内移行情報がパテントスコープで参照可能である。

官庁	2001	2002	2003	2004	2005	2004 年から の増加率
欧州特許庁	53,168	52,493	61,488	65,227	67,948	4%
日本	36,813	37,796	36,124	39,973	45,576	14%
中国	19,231	22,657	23,354	32,689	40,133	23%
米国	24,250	34,142	31,497	36,739	38,296	4%
カナダ	26,320	27,348	25,786	26,056	28,020	8%
大韓民国	16,686	17,868	16,972	21,660	24,761	14%
オーストラリア	16,507	17,503	15,839	16,796	17,979	7%
メキシコ	10,572	10,355	9,780	10,657	11,753	10%
ブラジル	9,674	11,098	7,618	12,444		
インド	6,351	7,049	7,717	10,671		
ロシア連邦	4,101	4,083	4,219	5,288	6,415	21%
シンガポール	5,470	5,851	5,691	5,714	6,128	7%
南アフリカ	3,971	4,452	4,894	5,221	5,554	6%
イスラエル	3,106	4,654	4,280	4,675	5,127	10%
ニュージーランド	4,548	4,440	4,097	4,272	4,477	5%
ポーランド <sup>8</sup>	3,419	3,443	3,177	4,961	4,356	-12%
ノルウェー	4,166	4,343	3,968	3,587	4,137	15%
インドネシア	2,901	2,976	2,620	2,989	3,536	18%
ドイツ	1,508	1,278	1,543	1,450	2,471	70%
英国	1,504	1,620	1,789	1,731	1,796	4%
ウクライナ	1,370	1,001	1,299	1,423	1,750	23%

出典:WIPO 統計データベース

<sup>8</sup> ポーランドは 2004 年 3 月に欧州特許条約に加盟した。

## 4 PCT の電子化

### 4.1 国際事務局における PCT 国際出願の電子処理

2006 年、国際事務局は電子ドシエ ソフトウェア（E-ドシエ）を使うことで、紙ファイルを用いることなく国際出願の完全電子化処理を可能とする環境を完成した。2006 において、電子化処理の範囲は PCT の翻訳処理にまで拡大した。現在、国際事務局における全ての PCT 関係の翻訳は、E-ドシエの集中化された翻訳作業分配システムによって、完全に電子化された環境で行われている。

従って、E-ドシエの導入は完了し、国際事務局における全ての作業、つまり、受理及び方式審査から翻訳及び公開まで完全な電子化処理となった。E-ドシエの改良を続け、完全に集中化された書誌情報の管理、XML データでの処理及び専門用語のような改良機能を追加していく。E-ドシエの導入が完了したことによって、PCT 関係の文書及びデータを扱うパテントスコープのデータベースが非常に強化された（詳細は第 5 章参照）。

### 4.2 国際事務局と官庁の電子データ交換

6 の官庁が加わり、受理官庁及び／又は国際調査機関としての 19 の官庁<sup>9</sup>が、PCT 電子データ交換サービス（PCT EDI）を介して記録原本、国際調査報告及び他の文書の電子形式での送付を開始した。PCT EDI の目的は、適応性が高く、安全で自動化されたメカニズムによって、官庁が国際事務局との間でバルクデータ及び文書の交換を可能とすることである。2006 年末には、事務局は全ての月間に受取る文書の頁数の 50%以上を電子形式で受理した。

### 4.3 電子出願

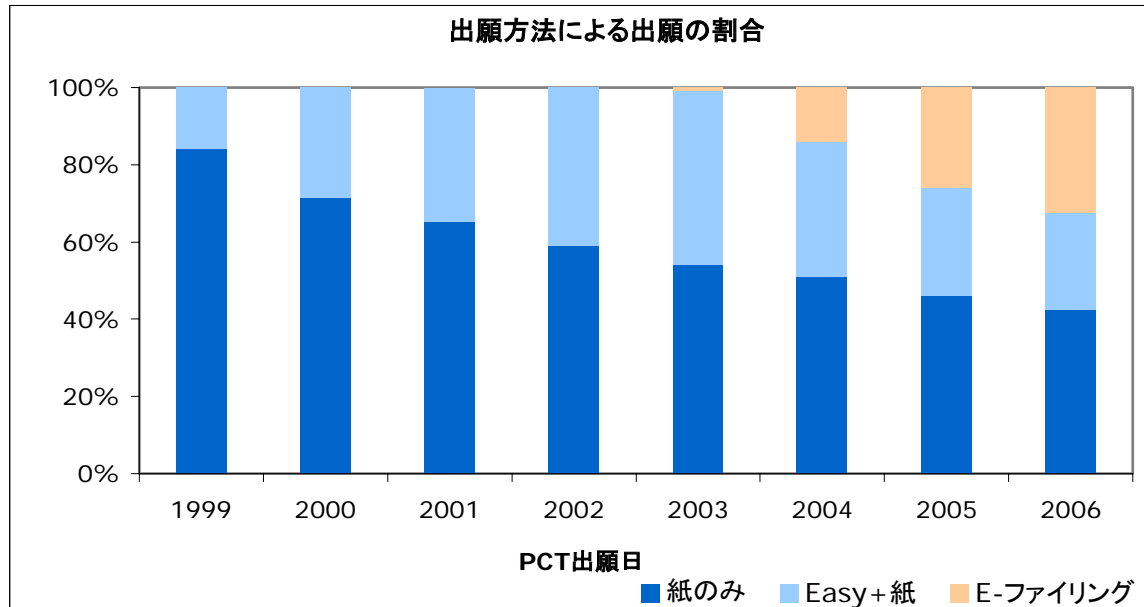
#### 4.3.1 電子出願の引き続きの増加

2006 年、国際出願全件の内 32.4%が電子的に出願された。さらに 2006 年には次の 6 つの受理官庁<sup>10</sup>が完全な電子形式の国際出願を受理することを発表した。これにより、19 の受理官庁で電子形式の出願を受理可能になった。

<sup>9</sup> オーストラリア、カナダ、中国、デンマーク、欧州特許庁、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、大韓民国、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ベトナム

<sup>10</sup> ドイツ、日本、マレーシア、フィリピン、ポーランド、ルーマニア

以下の表は、紙出願、PCT-EASY 機能によって電子的に作成されたディスクを添付した紙出願、及び完全電子出願（E-ファイリング）の 1999 年以降の割合の変遷を示す。



出願方法	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
紙	84.1%	71.3%	65.3%	59.0%	54.2%	51.1%	46.0%	42.6%
Easy+紙	15.9%	28.7%	34.7%	41.0%	44.9%	34.7%	27.8%	25.0%
E-ファイリング				< 1.0%	1.0%	14.1%	26.2%	32.4%

出典: WIPO 統計データベース

#### 4.3.2 PCT-SAFE ソフトウェア

2006 年には、4つの新バージョンの PCT-SAFE (Secure Applications Filed Electronically) クライアントソフトウェアがリリースされ、新たな機能、新たな官庁及びその他の PCT に関する変更を導入した。

#### 4.3.3 PCT-ROAD

PCT-ROAD (Receiving Office Administration) システムは、韓国知的所有権庁と WIPO の共同プロジェクトであり、電子媒体による PCT に基づく電子出願を可能にするものである。PCT-ROAD ソフトウェアはフィードバックのための5つのパイロット官庁<sup>11</sup>を始めとして関心のある何れの官庁に対しても 2005 年前半から利用可能であった。2006 年には、そのシステムは受理官庁様式の作成、期限の監視、複数ユーザサポート、スペイン語支援等の機能を追加するために改良された。2006 年末には、PCT-ROAD システムは 17 の PCT 受理官庁に導入されている。

<sup>11</sup> エジプト、イスラエル、マレーシア、フィリピン、ベトナム

#### 4.4 優先権書類の電子アクセス

パリ同盟総会及び特許法条約同盟総会と共に、PCT 同盟総会は優先権書類のデジタル アクセス サービスを設立する提案を承認した。このサービスは出願人がパリ条約に基づく優先権が主張されている国毎に先の出願の証明を作成する必要性をなくし、出願人自身で謄本を得る代わりに、先の出願がされた官庁によって PCT 出願のための優先権書類が提供される件数を増加するために作られる任意の仕組みである。官庁間で書類を交換するための既存の PCT システム上に構築するシステムを決定するワーキング グループが 2007 年 2 月に開催された。ワーキング グループの次回会合は 2007 年 4 月に開催予定。

## 5 PCT 及び特許情報の普及

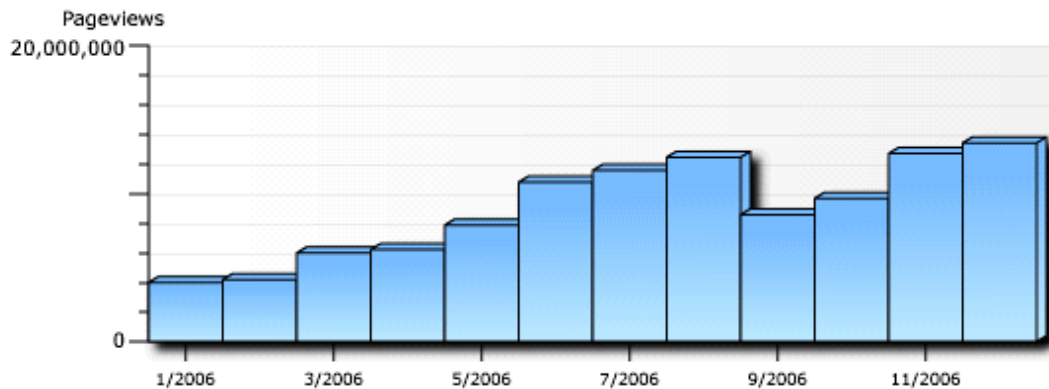
### 5.1 パテントスコープ・ポータルサイト

2005 年 7 月にパテントスコープ・ポータルサイトが開設された。公開された PCT 出願を含む、WIPO の特許及び PCT 関連の活動の全情報がこのポータルから利用可能である。

2006 年 4 月に次に記載するように PCT 国際出願の電子公開がパテントスコープで行われるようになった。

パテントスコープから 1978 年以降公開された 120 万件以上の PCT 国際出願が利用可能である。2006 年におけるパテントスコープ データベースからの閲覧頁数の増加を次のグラフに示す。インターネットの通信量は 2006 年 1 月から 12 月までに 3 倍となった。

パテントスコープからの閲覧頁数



出典: WIPO 統計データベース

2006 年には、PCT 国際出願のパテントスコープデータベースに幾つかの新機能が追加された。

- 検索結果のグラフ表示
- サーチ結果の RSS 通知
- テキスト検索の選択と検索された語句のハイライト表示
- 追加データ：27 官庁の PCT 国内移行情報
- 書類の追加：優先権書類の提出又は送付に関する通知（様式 PCT/IB/304）及び、国際公開と国際段階の期限の間になされた変更に関する変更の記録の通知（様式 PCT/IB/306）

#### その他の機能

- 1998 年 4 月以降の英語、仏語、独語及びスペイン語で公開された出願のフルテキスト検索を含む、高度で素早い検索機能
- 1978 年の最初の公開から現在までの公開された PCT 出願の完全なデータ
- 毎週、公開日における新しい PCT 出願へのアクセス
- 選択したフォーマットによる文書全部の印刷又は／及びダウンロード機能
- 公開後の変更を含む、国際事務局が保有する一件書類上の最新書誌情報の提供
- 一つのシステムを通じて、ステータス情報、公開された文書及び内容の提供

特許情報提供者への改善されたサービス

国際事務局は民間若しくは公共の特許情報提供者による PCT 関係データ普及の改善に取り組んでいる。2006 年には、インターネット経由で PCT データを提供するテストを行うためにパイロット プロジェクトを開始した。パイロット プロジェクトの参加者は毎週公開日に公開された PCT 情報全部をダウンロードできる。その公開された PCT 情報には頁のイメージデータ及び国際事務局内部の OCR ソフトウェアによって作成されたテキストデータが含まれる。

## 5.2 PCT 出願の完全電子公開

2006 年 4 月 1 日から、PCT 国際出願の国際公開及び以前に公開された国際出願の再公開は電子形式で行われている。国際事務局は出願人に公開された国際出願の印刷物を送付することは行わない。

公開された国際出願はパテントスコープから直接、閲覧し、ダウンロードし印刷することができる。国際出願は国際出願番号、公開番号、又はパテントスコープの機能に含まれるその他の検索機能によって見つけることができる。公開された出願の週毎の索引もオンラインで閲覧が可能である。

## 5.3 PCT 出願人のためのインターネット上の新機能

2006 年 1 月から、PCT 出願人の手引きがウェブ上で公開されるようになり、無料で利用可能及び毎週更新される。PCT 出願人の手引きは [www.wipo.int/pct/guide/en/](http://www.wipo.int/pct/guide/en/) で利用可能である。

更に、2006 年には幾つかの新たなインターネット サービスが始まった。

- PCT タイムリミット計算システム
- 緊急時のための準備対策の情報
- PCT 用語解説

## 5.4 総合的な特許統計

国際事務局は特許統計の蓄積方法を改良し、特許統計データベースを構築した。2006 年には、世界的な特許活動の主な傾向を示す指標及び説明が記載された WIPO 特許レポート<sup>12</sup>の初版を国際事務局は出版した。

集積データに対する分析報告及びインターネットベースでの照会に加えて、WIPO は幾つかの電子フォーマットで 1883 年からの特許及び出願人の住所による特許出願（PCT の国内移行を含む）及び登録件数からなる集積統計を公表している。

## 5.5 IPC 第 8 版

新たに国際特許分類（IPC）第 8 版が 2006 年 1 月 1 日に施行された。当該日以降、全ての公開された PCT 出願は IPC 第 8 版に従って分類される。全ての特許文献が IPC の一つの版によって検索可能とするために、IPC マスター分類データベース（MCD）が公開文献の分類データを収集する目的で構築された。MCD で利用可能となった再分類情報に基づき、2006 年 5 月末から、パテントスコープを通じて利用可能な公開された全 PCT 出願が IPC 第 8 版に従って再分類された。

<sup>12</sup> <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/> で参照可能

## 6 PCT 法的枠組みの変更

### 6.1 2006 年改正

#### 6.1.1 PCT 規則改正

2005 年 10 月に PCT 同盟総会において多くの PCT 規則改正が採択され、2006 年 4 月 1 日に施行された。改正は以下の事項に関する：

- 国際出願及び PCT 公報の電子形式のみによる発行（詳細は第 5 章参照）；
- 公開言語にアラビア語を追加；
- みなし全指定制度の例外；及び
- 国際出願の一部としての国内要件に関する申立ての公開

#### 6.1.2 2006 年のその他の変更

- セルビア・モンテネグロ連邦（国コード：YU）が 2006 年 6 月 3 日に存在しなくなったのを受けて、国連標準化機構はセルビア共和国の 2 文字コードとして “RS” を、モンテネグロ共和国の 2 文字コードとして “ME” を割り当てた。
- 同盟総会は電子形式の国際出願のための新たな手数料減額を PCT 規則に附属する手数料表に追加し、2006 年 10 月 12 日に発効した。新たな手数料減額は願書を含む出願全体が文字コード形式ではない電子出願に適用される。

2006 年のその他の顕著な発展は以下のとおり：

- PCT 同盟総会はデンマーク、アイスランド、ノルウェーの特許庁から構成される北欧特許機構（NPI）を PCT における国際調査及び予備審査機関に任命した。NPI と国際事務局との間の必要な取決めが発効した日から任命は有効となる。
- 加盟国は PCT リフォームの作業状態を検討した。PCT の改正のための重要な提案を検討するために 2007 年の同盟総会前に PCT リフォーム・ワーキンググループをもう一度開催されることが同盟総会で承認された。
- PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21 章に規定された品質フレームワークに基づき、国際機関が他の国際機関から送られた品質レポートから理解を深めて利益を得るために、PCT 国際機関会合によって承認された新たな報告システムに関するレポートを加盟国はノートした。

### 6.2 2007 年改正

#### 6.2.1 PCT 規則改正

2005 年及び 2006 年 10 月に PCT 同盟総会は 2007 年 4 月 1 日に発効する多くの改正を承認した。改正点は以下のとおり：

- 国際出願の欠落要素及び部分
- 優先権の回復
- 明白な誤記の訂正
- PCT 最小限資料に対する大韓民国の特許文献の追加
- 国際調査及び予備審査機関の最小限の要件

- OCR を改善するために国際出願の様式上の要件の変更
- 国際出願の言語関係の要件の明確化

### 6.3 PCT 研修

PCT の利用及びメリットについて、並びに加盟促進のために、国際事務局の職員によって約 180 のセミナーとプレゼンテーションが次の言語によって行われた：アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、インドネシア語、日本語、ポルトガル語及びスペイン語。

セミナー及びプレゼンテーションは次の 40 ヶ国で開催された：オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、キューバ、デンマーク、エクアドル、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ホンジュラス、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、大韓民国、リトアニア、リビア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パナマ、ペルー、エルサルバドル、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タンザニア、英国、米国、ジンバブエ。



## 7 PCT 締約国

2006年、新たに7の締約国がPCTに拘束されることになったー バーレーン（2007年3月18日から）ラオス人民民主共和国、ホンジュラス、マレーシア、マルタ（2007年3月1日から）、エルサルバドル、及びグアテマラーその結果2006年12月31日の時点での締約国は以下の136ヶ国となった：

AE アラブ首長国連邦	GA ガボン (OA) <sup>2</sup>
AG アンティグア・バーブーダ	GB 英国 (EP)
AL アルバニア <sup>1</sup>	GD グレナダ
AM アルメニア (EA)	GE グルジア
AT オーストリア (EP)	GH ガーナ (AP)
AU オーストラリア	GM ガンビア (AP)
AZ アゼルバイジャン (EA)	GN ギニア (OA) <sup>2</sup>
BA ボスニア・ヘルツェゴビナ <sup>1</sup>	GQ 赤道ギニア (OA) <sup>2</sup>
BB バルバドス	GR ギリシャ (EP) <sup>2</sup>
BE ベルギー (EP) <sup>2</sup>	GT グアテマラ
BF ブルキナファソ(OA) <sup>2</sup>	GW ギニアビサウ (OA) <sup>2</sup>
BG ブルガリア (EP)	HN ホンジュラス
<b>BH バーレーン</b> (2007年3月18日から)	HR クロアチア <sup>1</sup>
BJ ベナン (OA) <sup>2</sup>	HU ハンガリー (EP)
BR ブラジル	ID インドネシア
BW ボツワナ (AP)	IE アイルランド (EP) <sup>2</sup>
EA ベラルーシ (EA)	IL イスラエル
BZ ベリーズ	IN インド
CA カナダ	IS アイスランド (EP)
CF 中央アフリカ共和国 (OA) <sup>2</sup>	IT イタリア (EP) <sup>2</sup>
CG コンゴ (OA) <sup>2</sup>	JP 日本
CH スイス (EP)	KE ケニヤ (AP)
CI コートジボワール (OA) <sup>2</sup>	KG キルギス (EA)
CM カメルーン (OA) <sup>2</sup>	KM コモロ
CN 中国	KN セントクリストファー・ネーヴィス
CO コロンビア	KP 朝鮮民主主義人民共和国
CR コスタリカ	KR 大韓民国
CU キューバ	KZ カザフスタン (EA)
CY キプロス (EP) <sup>2</sup>	LA ラオス人民民主共和国
CZ チェコ共和国 (EP)	LC セントルシア
DE ドイツ (EP)	LI リヒテンシュタイン (EP)
DK デンマーク (EP)	LK スリランカ
DM ドミニカ	LR リベリア
DZ アルジェリア	LS レソト (AP)
EC エクアドル	LT リトアニア (EP)
EE エストニア (EP)	LU ルクセンブルク (EP)
EG エジプト	LV ラトビア (EP)
ES スペイン (EP)	LY リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ
FI フィンランド (EP)	MA モロッコ
FR フランス (EP) <sup>2</sup>	MC モナコ (EP) <sup>2</sup>
	MD モルドバ (EA)
	ME モンテネグロ

<sup>1</sup> 欧州特許の拡張が可能

<sup>2</sup> 広域特許の指定のみ (PCT 経由の国内ルートを閉鎖)

MG マダガスカル	SG シンガポール
MK マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 <sup>1</sup>	SI スロベニア (EP) <sup>2</sup>
ML マリ (OA) <sup>2</sup>	SK スロバキア (EP)
MN モンゴル	SL シエラレオネ (AP)
MR モーリタニア (OA) <sup>2</sup>	SM サンマリノ
<b>MT マルタ</b> (EP) (2007年3月1日から)	SN セネガル (OA) <sup>2</sup>
MW マラウイ (AP)	SV エルサルバドル
MX メキシコ	SY シリア・アラブ共和国
MY マレーシア	SZ スワジランド (AP) <sup>2</sup>
MZ モザンビーク (AP)	TD チャド (OA) <sup>2</sup>
NA ナミビア (AP)	TG トーゴ (OA) <sup>2</sup>
NE ニジェール (OA) <sup>2</sup>	TJ タジキスタン (EA)
NG ナイジェリア	TM トルクメニスタン (EA)
NI ニカラグア	TN チュニジア
NL オランダ (EP) <sup>2</sup>	TR トルコ (EP)
NO ノルウェー	TT トリニダード・トバゴ
NZ ニュージーランド	TZ タンザニア連合共和国 (AP)
OM オマーン	UA ウクライナ
PG パプアニューギニア	UG ウガンダ (AP)
PH フィリピン	US 米国
PL ポーランド (EP)	UZ ウズベキスタン
PT ポルトガル (EP)	VC セントビンセントおよびグレナディーン 諸島
RO ルーマニア (EP)	VN ベトナム
RS セルビア	ZA 南アフリカ
RU ロシア連邦 (EA)	ZM ザンビア (AP)
SC セーシェル	ZW ジンバブエ (AP)
SD スーダン (AP)	
SE スウェーデン (EP)	

**注：**

このリストには2006年12月31日付けでPCTに拘束されている全ての国が含まれている。太字の斜体で示された国は括弧に記載された日にPCTに拘束されるようになる。この日前に出願された国際出願で指定されていると考えることはできない。願書の提出によりPCT規則4.9(a)に基づいて国際出願日にPCTに拘束される全締約国を指定していたとしても、利用可能な全ての種類の保護が与えられ、また、広域及び国内特許の両方が与えられるためには、出願人は必ず最新の願書様式 (PCT/RO/101) 及び予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) (最新版は2006年4月付) を使う必要がある。また、PCT-SAFE ソフトウェアを用いた PCT-EASY 機能を使って願書を提出する場合には、最新版のソフトウェア ([www.wipo.int/pct-safe](http://www.wipo.int/pct-safe) で入手可能) を用いる必要がある。願書及び請求書様式は編集可能な PDF フォーマットでウェブサイトから入手可能 [www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)。又は受理官庁、国際事務局、請求書様式の場合には国際予備審査機関から入手可能。

広域特許として指定可能な国は該当する広域特許を2文字コードで括弧内に示す。

## 8 インターネット上の更なる情報

PCT 関係の情報が WIPO のウェブサイトに掲載されている :

- パテントスコープ – 特許と PCT システムの WIPO の情報窓口  
<http://www.wipo.int/patentscope/en/>
- PCT システムに関する情報  
<http://www.wipo.int/pct/en/>
- 特許検索 – PCT 国際出願の検索及び特許出願全体及び関係する文書の閲覧／ダウンロード  
<http://www.wipo.int/pctdb/en/>
- 特許法 – 特許関係の最新の話題、WIPO が管轄する条約の情報、国内／広域特許法、特許法調和  
<http://www.wipo.int/patent/law/en/>
- PCT 統計 – 出願人を比較した一覧及びこの報告の中に含まれる指数の詳細情報を含む PCT システムの月次及び年次の統計  
<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>